

**山形市市有施設太陽光発電設備導入調査業務
仕様書**

令和6年5月

山形市環境部環境課

1 業務名称

山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務

2 業務目的

本市は、2020年10月にゼロカーボンシティへの挑戦を表明し、「2050年 ゼロカーボンシティ」の実現に向け取り組んでいるとともに、第5期山形市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においても、本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量51%削減（2013年度比）に取り組んでおり、その取組の一つとして、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を進めている。市有施設への太陽光発電設備の導入については、政府が掲げる目標（2030年度までに設置可能な建築物等への設置率50%）達成に向けて取り組んでいかなければならないことから、市有施設への太陽光発電設備の導入可能性について調査を行い、効率的な太陽光発電設備導入に係る基礎資料とすることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

4 業務内容

本業務は、市有施設への太陽光発電設備の計画的な導入を図るために、必要な調査を実施し、調査結果を踏まえた導入計画を策定するもので、実施内容は次のとおりである。

(1) 調査対象施設

別紙の「調査対象施設一覧」に示す市有施設

※本市では、令和5年度に環境省公表の太陽光発電設置可能性簡易判定ツールを活用した簡易判定を実施済みであるが、当該判定結果で「×（設置が難しい）」とされた施設についても調査対象施設としている。この施設については、本市から提供を受けた当該判定結果により、その信憑性等について確認を行った上で、調査対象施設の抽出を行うこととする。

(2) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

(3) 現地調査施設の抽出

ア 対象施設の情報収集・整理

業務の目的を踏まえ、対象施設の情報を以下の点等について整理し、施設情報等の資料による検討を行う。

- ・ハザード（洪水、土砂、液状化等）の確認
- ・反射光による近隣住民等への影響の確認
- ・近接する山林、構造物等の遮蔽物の確認
- ・建築基準法の適合（1981年6月以降の新耐震基準を準拠していること。）の確認
- ・屋根形状、屋根材の確認
- ・設置後の保守性の確認
- ・アスベストの有無の確認（書面調査）
- ・太陽光パネル設置可能面積の確認

- ・その他地域課題及び環境特性の整理

イ 施設抽出

アの調査により、市有施設を少なくとも 40 施設以上抽出し、現地調査・導入計画の対象施設とする。抽出方法については、施設種別や規模、築年数などこれまでの調査実績や知見を基に適切な分類を行い、その抽出した施設の設置検討が、同じ分類のその他施設へ展開できるものとすること。

(4) 現地調査

(3)の施設抽出において選定された施設について、導入計画を作成するために必要な現地調査を行うとともに、以下の点等についてとりまとめること。

- ・設置可能なパネル容量の確認
- ・各種法令確認
- ・対象施設の建築的、構造的視点の検討
- ・供給負荷設備、契約電力、使用電力量データの分析

(5) 導入計画及び調査報告書の作成

(4)の現地調査等により、市有施設を少なくとも 20 施設以上抽出した上で、太陽光発電設備の設置に係る事業性を検討し、導入計画として施設ごとに取りまとめ、調査報告書を作成する。調査報告書の作成にあたっては、以下の点等をとりまとめること。

- ・日射量等の確認
- ・自家消費型発電設備として有効なパネル容量及び蓄電池容量の算出
- ・設置環境を考慮した発電量の算定（発電シミュレーション、設備利用率の設定等）
- ・二酸化炭素排出量の削減見込
- ・地域の経済・社会にもたらす効果の分析
- ・導入手法（自己所有、リース、オンサイト P P A）ごとの設置コスト（イニシャルコスト、ランニングコスト）の算出
- ・事業採算性を評価し、最適な導入手法（自己所有、リース、オンサイト P P A、国等の補助金の活用）を選定（手法ごとの優先順位付け）
- ・手法ごとに概算での工事費用、リース料金、オンサイト P P A 単価及び各々の総事業費（ランニングコスト含む。）の算出
- ・事業採算性の観点から、太陽光発電設備を導入する市有施設の優先順位付け
- ・(5)の対象外施設への展開案及び総事業費の算定
- ・その他必要な事項

5 成果品

- (1) 調査報告書 2 部
- (2) 調査報告書【概要版】 2 部
- (3) 打合せ記録等関連資料 1 式
- (4) 上記電子データ 1 式

6 納入場所

山形市環境部環境課

7 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき、委託者と協議のうえ、適宜打合せ、調整を図り、業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、以下を遵守しなければならない。
 - ・ 受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び当該法律を厳守するために受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。
 - ・ 受託者は、個人情報（行政手続きにおける特定個人を識別するための番号に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む。）の取扱いに関して、山形市が提示する個人情報取扱特記事項を遵守し、個人番号を取り扱うこと。
- (3) 業務に関する必要な資料等については、委託者が受託者の請求により貸与するものとし、受託者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (4) 受託者は、本業務の履行を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に書面で申請し、山形市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- (5) 成果品が他社の所有権や著作権を侵害する可能性がある場合は、受託者が解決すること。なお、成果品に関する一切の著作権は、市に帰属するものとすること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、山形市と受託者で協議の上、決定する。やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ受託者の承認を得ること。